別添２

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

Ⅰ　基本的事項

１　事業の概要

特別会計名：阿蘇市水道事業会計

事　業　名	「末端給水事業」		
事業開始年月日	昭和29年6月15日	地方公営企業法の適用・非適用	■適　用　□非適用
団　体　名	阿蘇市	職員数（H24. 4. 1現在）	11人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上　□早期健全化基準以上　□経営健全化基準以上　（　年度）		
	計画期間：		

注１　「特別会計名」欄には、「実施要綱」の２において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

２　「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

３　事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

４　「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

５　「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（　）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること　。）。

２　財政指標等

資本費	74.4円（H21年度）	財政力指数	0.36（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（　年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（　年度）
経常収支比率　（%）	92.1（H21年度）	実質公債費比率　（%）	11.5（H22年度）
		将来負担比率　（%）	84.1（H21年度）

注１　資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表１の基準１で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

２　財政指標については、条件該当年度を（　）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注４に該当する年度の率を記入すること。）。

３　財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が１．０以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が１．０を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式１を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

４　「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

５　注１に関連して、一部事務組合等については、補足様式２を作成し添付すること。

３　合併市町村等における公営企業の統合等の内容

□　新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 ■　旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 □　該当なし
〔合併期日：平成17年2月11日　合併前市町村：一の宮町・阿蘇町・波野村　〕 一の宮町水道事業（上水道：法適）、阿蘇町水道事業（上水、簡水：法適）、波野村簡易水道事業特別会計（法非適）を阿蘇市水道事業（法適）に統合

注１　「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第２条第２項に規定する合併市町村及び同条第１項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第７条第７項の規定による告示のあったものをいう。

２　「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第２条第２項に規定する合併市町村（平成７年４月１日以後に同条第１項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

３　□にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

４　公営企業経営健全化計画の基本方針等

区　分	内　容
計　画　名	阿蘇市水道事業経営健全化計画
計　画　期　間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	阿蘇市長　佐藤義興
既存計画との関係	経営健全化計画を阿蘇市集中改革プランに位置付けた
公表の方法等	年度末に阿蘇市ホームページに掲載予定。議会報告は平成25年3月を予定
基　本　方　針	建設投資の適切な実施。維持管理運営の効率化及び収納率の向上を図る。

Ⅰ　基本的事項（つづき）

５　繰上償還希望額等

（単位：千円）

区　　分		旧運用部：年利5%以上6%未満 旧簡保　：年利5%以上6%未満 旧公庫　：年利5%以上5.5%未満	旧運用部：年利6%以上6.3%未満 旧簡保　：年利6%以上6.5%未満 旧公庫　：年利5.5%以上6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保　：年利6.5%以上 旧公庫　：年利6%以上	うち年利7%以上	合　　計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	75,535.1	0.0	0.0	0.0	75,535.1
	補償金免除額	14,572.1	0.0	0.0	0.0	14,572.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額					

注１　「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

２　各欄の数値は小数点第２位を切り上げて、小数点第１位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第２位が０であるが、小数点第３位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

３　後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（　）書きで記入すること。

６　平成24年度以降における年利５％以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満（平成24年度末残高）	年利6%以上6.3%未満（平成24年度末残高）	年利6.3%以上（平成24年度末残高）	うち年利7%以上	合　　計
公営企業債	上水道事業（黒川上水道配水管布設替工事）	18,293.8	0	0	0	18,293.8
	上水道事業（配水施設改良事業）	30,858.1	0	0	0	30,858.1
	簡易水道事業（狩尾簡易水道統合整備事業）	26,383.2	0	0	0	26,383.2
合　　計 (A)		75,535.1	0.0	0.0	0.0	75,535.1
※上記のうち一般会計負担分（再掲）						
合　　計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満（平成24年度末残高）	年利6%以上6.5%未満（平成24年度末残高）	年利6.5%以上（平成24年度末残高）	うち年利7%以上	合　　計
公営企業債						
合　　計 (A)						
※上記のうち一般会計負担分（再掲）						
合　　計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満（平成24年度9月期残高）	年利5.5%以上6%未満（平成24年度9月期残高）	年利6%以上（平成24年度9月期残高）	うち年利7%以上	合　　計
公営企業債						
合　　計 (A)						
※上記のうち一般会計負担分（再掲）						
合　　計 (B)						
公営企業で負担するもの (A)-(B)						

注１　地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利５％以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

２　地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

３　本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

４　「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注３のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

Ⅱ　財務状況の分析

区　　分	内　　容
財務上の特徴	年間有収水量をみると、山鹿市、菊池市、宇土市、八代市生活環境事務組合等が類似団体であるが、現在給水人口をみると、阿蘇市が一番少なく、宇土市を除く各団体のでは有収水量はトップである。これは、阿蘇市が観光地であり、阿蘇市水道事業の収益、費用に観光客の入込数が大きく影響していると推測される。 費用をみると、総費用に占める割合の中で動力費と支払利息が高く、動力費については、配水形態や地形に起因している。企業債償還については平成28年度にピークを迎え、その後は減少していく。
経営課題	課　題　①　料金水準の適正化 現在の料金では、合併後の決算において毎年度純利益を確保しているため、料金水準はほぼ適正であると考えている。しかし、簡易水道の単価についてばらつきがあるため、統一が必要である。
	課　題　②　維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 根幹的施設の老朽化が進み改修時期を迎えており、今後5ヶ年で順次改修し、更なる費用削減を行う。また、有収水率の向上を図るため漏水調査行い、動力費等の節減を行う。
	課　題　③　新規使用者の増加に伴う水道料金の増加（加入促進） 災害に伴い一部地区の水道管が破損し、応急給水を行っている。正式な加入を促し、新たな加入者の増加を図ることにより水道料金の増加を見込む。
	課　題　④
	課　題　⑤
留意事項	

注１　「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

２　「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

３　「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

４　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ　今後の経営状況の見通し（①法適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）万円，％）

区分	年度	平成19年度（計画前5年度）（決算）	平成20年度（計画前4年度）（決算）	平成21年度（計画前3年度）（決算）	平成22年度（計画前々年度）（決算）	平成23年度（計画前年度）（決算見込）	平成24年度（計画初年度）	平成25年度（計画第2年度）	平成26年度（計画第3年度）	平成27年度（計画第4年度）	平成28年度（計画第5年度）
収益的収支 収益的収入	1．営業収益 (A)	469	445	449	466	453	408	452	448	449	445
	(1) 料金収入	437	410	415	432	421	373	418	413	415	410
	(2) 受託工事収益 (B)										
	(3) その他	32	35	34	34	32	35	34	35	34	35
	2．営業外収益	22	25	23	21	18	19	19	18	17	17
	(1) 補助金	14	14	12	11	11	11	10	10	10	10
	他会計補助金	14	14	12	11	11	11	10	10	10	10
	その他補助金										
	(2) その他	8	11	11	10	7	8	9	8	7	7
	収入計 (C)	491	470	472	487	471	427	471	466	466	462
収益的支出	1．営業費用	338	351	331	322	357	362	352	342	346	341
	(1) 職員給与費	79	85	76	73	84	88	85	82	85	80
	基本給	42	44	41	37	42	44	45	43	44	42
	退職手当										
	その他	37	41	35	36	42	44	40	39	41	38
	(2) 経費	108	108	99	92	111	114	106	101	103	104
	動力費	44	42	41	41	43	44	41	42	40	42
	修繕費	10	10	6	7	11	12	13	10	9	7
	材料費					1	3	2		1	1
	その他	54	56	52	44	56	55	50	49	53	54
	(3) 減価償却費	151	158	156	157	162	160	161	159	158	157
	2．営業外費用	95	90	76	73	68	64	67	66	64	63
	(1) 支払利息	85	80	71	68	64	60	62	61	60	59
	(2) その他	10	10	5	5	4	4	5	5	4	4
	支出計 (D)	433	441	407	395	425	426	419	408	410	404
	経常損益 (C)−(D) (E)	58	29	65	92	46	1	52	58	56	58
特別利益 (F)											
特別損失 (G)		4									
特別損益 (F)−(G) (H)		−4									
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)		54	29	65	92	46	1	52	58	56	58
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)											
流動資産 (J)		1,095	1,149	1,207	1,156	1,046	1,100	1,150	1,080	1,050	1,030
	うち未収金	80	70	87	93	83	82	80	80	78	78
流動負債 (K)		113	122	165	108	61	75	88	100	93	88
	うち一時借入金										
	うち未払金	100	102	144	90	45	60	70	65	58	78
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）											
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)											
営業収益－受託工事収益 (A)−(B) (M)		469	445	449	466	453	408	452	448	449	445
地方財政法による資金不足の比率 ((L)／(M)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)／(P)×100)											

（単位：百万円，％）万円，％）

区分	年度	平成19年度（計画前5年度）（決算）	平成20年度（計画前4年度）（決算）	平成21年度（計画前3年度）（決算）	平成22年度（計画前々年度）（決算）	平成23年度（計画前年度）（決算見込）	平成24年度（計画初年度）	平成25年度（計画第2年度）	平成26年度（計画第3年度）	平成27年度（計画第4年度）	平成28年度（計画第5年度）
資本的収支 資本的収入	1．企業債	261	169	55	30		136	80	100		50
	資本費平準化債										
	2．他会計出資金										
	3．他会計補助金	21	26	29	34	33	32	31	30	29	28
	4．他会計負担金										
	5．他会計借入金										
	6．国（都道府県）補助金						23				
	7．固定資産売却代金										
	8．工事負担金	6	10	13	27	6	8	14	5	19	7
	9．その他	1	7	9	5	5	4	7	8	6	5
	計 (A)	289	212	106	96	44	203	132	143	54	90
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	289	212	106	96	44	203	132	143	54	90
資本的支出	1．建設改良費	279	104	178	195	173	300	180	170	150	130
	うち職員給与費										
	2．企業債償還金	202	265	146	152	155	157	161	163	165	168
	3．他会計長期借入返還金										
	4．他会計への支出金										
	5．その他										
	計 (D)	481	369	324	347	328	457	341	333	315	298
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		192	157	218	251	284	254	209	190	261	208
補てん財源	1．損益勘定留保資金	162	153	210	91	121	254	109	157	163	90
	2．利益剰余金処分額	22									
	3．繰越工事資金										
	4．その他	8	4	8	160	163		100	33	98	118
	計 (F)	192	157	218	251	284	254	209	190	261	208
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金現在高 (G)											
企業債現在高 (H)		2,876	2,780	2,689	2,567	2,412	2,391	2,310	2,247	2,082	1,964

（２）他会計繰入金

（単位：百万円）

区分	年度	平成19年度（計画前5年度）（決算）	平成20年度（計画前4年度）（決算）	平成21年度（計画前3年度）（決算）	平成22年度（計画前々年度）（決算）	平成23年度（計画前年度）（決算見込）	平成24年度（計画初年度）	平成25年度（計画第2年度）	平成26年度（計画第3年度）	平成27年度（計画第4年度）	平成28年度（計画第5年度）
収益的収支分		45	46	44	43	40	41	32	31	31	31
	うち基準内繰入金	14	14	14	13	12	12	12	11	11	11
	うち基準外繰入金	31	32	30	30	28	29	20	20	20	20
資本的収支分		21	26	29	33	33	33	34	33	32	32
	うち基準内繰入金	10	13	14	17	18	18	19	18	18	18
	うち基準外繰入金	11	13	15	16	15	15	15	15	14	14
合計		66	72	73	76	73	74	66	64	63	63

（３）経営指標等

（単位：%）

		平成19年度（計画前5年度）（決算）	平成20年度（計画前4年度）（決算）	平成21年度（計画前3年度）（決算）	平成22年度（計画前々年度）（決算）	平成23年度（計画前年度）（決算見込）	平成24年度（計画初年度）	平成25年度（計画第2年度）	平成26年度（計画第3年度）	平成27年度（計画第4年度）	平成28年度（計画第5年度）
地方財政法による資金不足の比率	（%）（再掲）										
料金回収率※	（%）	100.9	93.0	102.0	107.7	99.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
資本費	（円又は%）	76.1	79.1	74.4	71.0	72.9	77.4	71.9	71.0	71.5	70.8
総収支比率（法適用）	（%）	113.4	106.6	116.0	123.3	110.8	115.0	115.0	115.0	115.0	115.0
経常収支比率（法適用）	（%）	113.4	106.6	116.0	123.3	110.8	115.0	115.0	115.0	115.0	115.0
営業収支比率（法適用）	（%）	113.4	106.6	116.0	123.3	110.8	115.0	115.0	115.0	115.0	115.0
累積欠損金比率（法適用）	（%）（再掲）										
収益的収支比率（法非適用）	（%）（再掲）										
繰入金比率　収益的収入分	（%）	9.2	9.8	9.4	8.9	8.4	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5
繰入金比率　うち基準内繰入金	（%）	2.9	3.0	3.0	2.7	2.5	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
繰入金比率　うち基準外繰入金	（%）	6.3	6.8	6.4	6.2	5.9	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
繰入金比率　資本的収入分	（%）	7.3	12.2	27.4	34.4	75.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
繰入金比率　うち基準内繰入金	（%）	3.5	6.1	13.2	17.7	40.9	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
繰入金比率　うち基準外繰入金	（%）	3.8	6.1	14.2	16.7	34.1	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

注１　上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率（%）

ア　地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００

イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第１項により算定した資金の不足額／（営業収益－受託工事収益）×１００

(2) 総収支比率（%）＝総収益／総費用×１００

(3) 経常収支比率（%）＝経常収益／経常費用×１００

(4) 営業収支比率（%）＝（営業収益－受託工事収益）／（営業費用－受託工事費用）×１００（病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。）

(5) 累積欠損金比率（%）＝累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）×１００

(6) 収益的収支比率（%）＝総収益／（総費用＋地方債償還金）×１００

(7) 繰入金比率（%）＝収益的収入に属する他会計繰入金（又は資本的収入に属する他会計繰入金）／収益的収入（又は資本的収入）×１００

２　上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業（簡易水道事業を含む）、工業用水道事業及び下水道事業（下水道事業にあっては使用料回収率）について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率（%）＝供給単価※1／給水原価※2×１００

※1 供給単価（円／㎥）＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価（円／㎥）＝（経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量（工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの）

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア　地方公営企業法適用企業の場合＝（経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費）＋企業債償還金）／年間総有収水量

イ　地方公営企業法非適用企業の場合＝（総費用－（受託工事費＋基準内繰入金）＋地方債償還金）／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率（%）＝使用料収入※／汚水処理費※×１００

※　各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された（又は報告すべき）数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「２　年度別目標等」の「(4)　下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。

３　上記指標のうち「資本費」は、要綱別表２に基づいて算出すること。

４　上記指標のうち（再掲）と記してあるものは、「（１）収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

（４）収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
１　料金設定の考え方、料金収入の見込み	上水道においては、町村合併後に料金体制を統一している（平成20年度）。 しかしながら、簡易水道について料金体制が統一されていないことから、今後説明会を開催し統一を図っていく。 料金収入については今後はわずかに減少していく見込みである。ただし、平成24年度については九州北部豪雨災害における減免措置等により大幅に減少するものと思われる。
２　他会計繰入金の見込み	他会計繰入金の増加は、基準内については簡水債、基準外については過疎債の元利償還金に対する繰入金であり、利息償還金は減少するものの、元金償還金が増加するため計画期間内においては増減する。
３　大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	合併直後から施設整備の更新を行って大規模な部分は収束してきたが、平成24年度の簡易水道の配水池更新事業、災害復旧事業が予定される。平成25年度から平成26年度においては下り山浄水場の大規模な施設更新事業があり、それ以降については1施設当りの大規模投資はなく、老朽管の更新が計画的に行われていく予定である。
４　その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	当初の計画に加えて災害復旧事業費や災害に伴う費用の増大分を見通している。災害に伴う減免措置のため料金収入の減少（△60,000千円）、工事費の増加（20,000千円）、修繕費用（5,000千円）、委託料（10,000千円）

注１　収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

①　料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

②　他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③　大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④　その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

２　病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

３　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅳ　経営健全化に関する施策

項　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
1　経常経費の見直し		
○　定員管理		中期経営計画の平成21年度定員目標の11名を平成19年度に達成した。
○　給与のあり方		国の給与構造の見直しにより、平成18年度から国に準じた運用を行っておりその後は地域給の導入に従っている。
◇　給与構造の見直し、地域手当等のあり方		〃
◇　技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		〃
◇　退職時特昇等退職手当のあり方		〃
◇　福利厚生事業のあり方		熊本県市町村職員共済組合規程に基づく支出。
○　維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	1．老朽施設の改修を計画的に実施し、維持管理経費の経費削減に取り組む。 2．漏水調査を行い、有収水率の向上を図り、動力費等の無駄な電力の削減につなげる。 3．口座振替の推進強化により印刷経費・郵便代・徴収委託料の減少を図る。 4．徴収及び滞納整理を重点的に行い未収金を減らす。
○　指定管理者制度の活用等民間委託の推進やＰＦＩの活用	②	当初計画では平成21年度までにメーター検針・徴収業務の個人委託を専門会社に委託する計画であったが、費用が高額すぎるため断念した。しかしながら、料金徴収において口座振替への移行を勧め、当初1,800件あったのが平成24年には半分以下の830件になっている。今後も上記で記してあるように強化していく。

Ⅳ　経営健全化に関する施策（つづき）

項　　目	Ⅱの課題番号	具　体　的　内　容
2　コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	1. 上水道については平成20年度に統一を行っている。 2. 簡易水道については説明会等を開催し平成28年度を目途に料金体系を統一する。 3. 新規加入者を増やすことにより水道料金の増加を図る（災害に伴い一部地区の水道管が破損し応急給水を行っており、正式に加入してもうよう促す）
○　料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3　経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○　経営健全化や財務状況に関する情報公開		阿蘇市ホームページで公開している。
○　行政評価の導入		阿蘇市一般会計の行政評価は平成19年度から実施されており、公営企業においても政策評価を行っている。
4　その他		

注１　上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

２　今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前５年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

３　本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

４　繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

５　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果

１　主な課題と取組み及び目標

課　題	取　組　み　及　び　目　標
１　職員数の純減や人件費の総額の削減	中期経営計画では、職員数を平成17年度12名、18～20年度で13名、21年度12名、平成22年度11名としていたが、平成18年度の退職者補充2名を1名とし、平成22年度目標を達成し8,000千円の削減を行っている。しかしながら、簡水統合計画に向けて当初の計画を2・3年前倒しで実施することが必要になり、簡易水道の統合計画の変更認可及び施設更新整備事業（国庫補助）を行う必要が生じ業務量の増大から平成23年度より1名増となった。また、平成21年度には、検針・徴収委託を専門会社に委託する予定であったが、予定していた額を上回り、職員1名削減しても不足することから断念した。その分、徴収については口座振替への移行に取り組み徐々に減らし平成19年度当初に比べ半分以下となっている。（平成19年度約1,800件⇒平成24年度830件）
２　経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	◆お客様の支払い方法について口座振替への移行を重点的に行い、印刷経費・郵便代・徴収委託料金の削減に繋げていく。 ◆漏水調査を行い修繕し、有収水率の向上を図る。経営コストの削減につながり、供給単価の減少へつながる。 ◆徴収・滞納整理を重点的に行い未収金の減少に努める。 ◆新規加入者の増加による水道料金収入の増（災害に伴い一部地区の水道管が破損し水道局からの応急給水を行っており、正式に加入を促す）
３　一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
４　その他	

注１　上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
　　なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第６条第３項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

２　各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

３　必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅴ　繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

２　年度別目標等

（１）水道事業【延長計画策定団体】

①　年度別目標

（単位：百万円、％）

区分	課　題	目標又は実績		平成18年度（当初計画前年度）	平成19年度（当初計画初年度）	平成20年度（当初計画第２年度）	平成21年度（当初計画第３年度）	平成22年度（当初計画第４年度）	平成23年度（当初計画第５年度）（延長計画前年度）	当初計画合計	平成24年度（延長計画第初年度）	平成25年度（延長計画第２年度）	平成26年度（延長計画第３年度）	平成27年度（延長計画第４年度）	平成28年度（延長計画第５年度）	延長計画合計
		累積欠損金比率	当初計画の目標値													
			（実績値）													
			延長計画の目標値													
		企業債現在高	当初計画の目標値													
			（実績値）													
			延長計画の目標値													
当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
		料金改定率														
			改善効果額（料金の適正化）													
		未収金の徴収対策														
			改善効果額													
		一般会計負担金の額														
			改善効果額（負担金の確保等）													
		資産の有効活用														
			改善効果額（収入増額）													
		その他（　　）														
			改善効果額													
	【経費の削減】															
		職員給与費の適正化														
		職員給与費（退職手当以外）		86	78	78	70	70	70							
			改善効果額		8	8	16	16	16	64						
		給与水準														
			改善効果額													
		その他（　　）														
			改善効果額													
		職員数（人）		12	11	11	10	10	10							
			増減数		−1		−1			−2						
		維持管理経費		118	118	116	123	123	123							
			改善額（適正化）		0	0	0	0	0	0						
		その他（　　）														
			改善効果額													
							当初計画改善効果額　合計									
延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】															
		料金改定率														
			改善効果額（料金の適正化）													
		未収金の徴収対策														
			改善効果額													
		一般会計負担金の額														
			改善効果額（負担金の確保等）													
	1	新規加入者の確保による水道料金の増							0		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
			改善効果額（収入増額）								0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.5
		その他（　　）														
			改善効果額													
	【経費の削減】															
		職員給与費の適正化														
		職員給与費（退職手当以外）														
			改善効果額													
		給与水準														
			改善効果額													
		その他（　　）														
			改善効果額													
	2	収納に係る経費の削減							25.2		25.1	25.0	24.9	24.8	24.7	
			改善効果額（適正化）								0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	1.5
		工事コスト														
			改善効果額（縮減額）													
		その他（　　）														
			改善効果額													

延長計画改善効果額　合計　Ａ	4
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額　Ｂ	12
Ａ＋Ｂ	16
＜参考＞延長計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	15

注１　「課題」欄については、「１　主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

２　「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

３　「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額　Ｂ」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

（１）水道事業【延長計画策定団体】（つづき）

② 経営状況

	平成19年度 （計画前５年度） （決　算）	平成20年度 （計画前４年度） （決　算）	平成21年度 （計画前３年度） （決　算）	平成22年度 （計画前々年度） （決　算）	平成23年度 （計画前年度） （決算見込）	平成24年度 （計画初年度）	平成25年度 （計画第２年度）	平成26年度 （計画第３年度）	平成27年度 （計画第４年度）	平成28年度 （計画第５年度）
給水人口　（千人）	24	24	23	23	23	23	23	23	23	23
年間総有収水量　（千㎥）	3,071	3,110	3,015	3,054	3,175	3,100	2,800	3,050	3,050	3,050
公称施設能力　（㎥／日）	15,028	15,028	15,028	15,028	15,028	15,028	15,028	15,028	15,028	15,028
１日最大配水量　（㎥／日）	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111	14,111
最大稼働率　（%）	94	97.4	89.9	90.6	94.3	93.8	94	90	90	90
供給単価　（円／㎥）	140.4	140.4	136	136	136.1	136	140	138	138	138
給水原価　（円／㎥）	139.1	139.1	146.2	133.3	126.4	137	138	136	136	136

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注　「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成25年度から平成28年度にかけて地元説明会を開催・料金体系の統一を図り、平成28年度には統合完了予定。